

2023年度（令和5年度）事業計画

【基本活動方針】

- (1) 社会情勢の変化や法制度の改正等に対応した活動の基盤となる組織の強化・充実を図るとともに、一般社団法人として法令遵守に則り適正な運営に努める。
 - ① 全会員一人一役の基本方針のもと、本会の組織の中心である委員会の充実、個々の能力・知識を活かしながら役割分担を明確にし、各職域における社会福祉士の活動の充実を図る。
 - ② 会員のニーズを把握し、各委員会・センター等への参加を促すなど組織運営の向上に努める。
 - ③ 公益事業、収益事業に積極的に取り組み、組織・財政基盤の充実を図る。
 - ④ 一般社団法人として、法令遵守に則り適正な運営・活動に努めるとともに、公益社団法人化の検討を継続する。
 - ⑤ 事務局体制の強化を図り、円滑な組織運営の充実を図る。
 - ⑥ 関係機関・団体との連携を強化し、社会福祉のネットワークの推進を図る。

- (2) 地域における多様な社会福祉士の役割を明確に提示し、会員の専門性を図るとともに、地域に根ざした社会福祉実践を支援する。
 - ① 会員の専門性を深めるとともに認定社会福祉士制度の支援を図るため、生涯研修センターを設置し、基礎研修プログラムの充実を図っているが、今後も会員の研修履歴に対応した専門研修及び各種研修会の充実を図る。
 - ② 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの基幹的センターとしての役割が求められており、各種関係機関・団体等との連携強化に努めながら、地域ネットワークの活動を推進する。
 - ③ 「ばあとなあ」機能を強化・充実するため、受託・相談できる会員の増加を図る仕組みや質の向上を目指しながら、成年後見活動の円滑な推進を図る。
 - ④ 栃木県弁護士会と協同設置した「栃木県虐待対応センター」の運営の充実を図るとともに高齢者及び障害者の虐待・防止の研修会の開催など権利擁護を推進する。
 - ⑤ 生活困窮者や触法・被疑者等の生活を回復し、権利を擁護する支援を通じて、地域共生社会の実現に貢献する。また、子どもや家庭、学校等に向けた研修や支援を通じて、いじめや家庭内暴力の根絶に貢献する。
 - ⑥ 社会福祉評価事業等を積極的に推進し、社会福祉の向上を図る。
 - ⑦ 社会福祉士の実践を深めるため、時代の課題を的確に捉え、事例研究をはじめ各種の調査研究を行い、その結果を、「日本社会福祉士会全国大会社会福祉士学会」及び各種学会等で公表し、実践力を高める。

- (3) 社会福祉士の社会的信頼と認知を高め、社会的任用を獲得するとともに制度的任用に向けた行動を関係機関とともに推進する。
 - ① 福祉人材確保指針に則り、関係機関や行政等に対し職域拡大とあわせ、社会福祉士の待遇改善及び地位向上に向けた働きかけを推進する。
 - ② 行政等に対し、制度・政策提言の働きかけを促進する。
 - ③ 社会福祉士が広く県民や関係機関、行政等に認知されるよう多様な広報活動を一層充実強化する。

- ④ 倫理綱領の内実化を図り、あらゆる社会福祉実践や行動原理の基本とするようその浸透を図る。
 - ⑤ 後進の育成を図るため社会福祉士養成校等との連携を図り、社会福祉士実習指導者養成講習会の開催など現場実習等の関わりを推進する。
 - ⑥ 各種の公的委員会等に参加し積極的発言の機会を図り、社会福祉の向上及び社会福祉士の認知度を深める活動に努める。
- (4) 医療・保健・介護・福祉関係従事者及び社会福祉士養成校関係者等との連携を深め、ネットワークの拡大を図り、県民の医療・保健・介護・福祉の向上を図る。
- ① 社会福祉士の専門性は、総合相談(ソーシャルワーク)、権利擁護、ソーシャルネットワークの三点に要約されるため、広範な医療・保健・介護・福祉従事者・司法・教育・労働及び社会福祉士養成校関係者等との連携を深める。
 - ② 保健・医療・福祉関係団体等と連携し、地域包括ケアシステムの構築の推進に努める。

【事業活動計画】

基本活動方針に則り、各委員会及びプロジェクトチームは次の事業を行う。

(1) 広報委員会

- ホームページ及びメールマガジンの管理運営に努め、県民に向けて本会の活動を幅広く紹介し、福祉に関する情報提供及び情報交流を促進する。また、各事業所からの求人等を掲載して、会員が社会福祉士として活躍できる場・機会が増えるよう情報提供する。
- 広報誌の発行により、会員活動の促進を図り、また関係機関への活動紹介並びに他職種及び県民との情報交流を積極的に促進する。
 - ①発行回数：年2回の発行
 - ②発行部数：2,200部
 - ③発送箇所：会員、福祉関係機関、市町社会福祉協議会及び社会福祉士養成校等

(2) 権利擁護センターぱあとなあとちぎ

①報告書部会

活動報告書の精査をする。
インシデントレポート管理をする。
2月と8月の定期報告書のチェックと年2回のぱあとなあ通信の発行をする。
2023年8月の定期報告書よりIT化導入予定。

②フォローアップ部会

県北・県央・県南と地区別に年2回ずつ研修会を開催し、事例検討や専門職による講義など、ぱあとなあ委員のスキルアップを図る。
実施回数：年6回（1月県南、3月県央、5月県北、7月県南、9月県央、11月県北）

③コーディネート部会、

成年後見人等候補者の推薦依頼に対する候補者選考をする。
受任者支援として、各委員からの相談窓口となる。
報告書部会と連携して各委員との面接等をおこなう。

④養成研修部会

成年後見人等候補者養成研修（成年後見人材育成研修と名簿登録研修）を開催する。
実施時期：2022年8月～2023年2月

その他

- ・ぱあとなあとちぎしおり2023年度版を作成・配布する。
- ・「ぱあとなあとちぎ」全体会議を開催する。

開催時期：2023年9月予定（活動報告、方針提示、質疑応答）。必要に応じて随時開催する。

- ・他団体との連携

弁護士会、司法書士会、医師会、金融機関その他関係団体と連携をとり、成年後見制度利用促進の周知・普及に寄与する。

- ・各自自治体へのアドバイザー派遣、成年後見法人委員会へ委員の派遣等を実施する。

(3) 生涯研修センター

①研修部会（基礎研修及び任意研修）

- 生涯研修センターの機能の充実を図り、会員個人の自己研鑽の継続性及び会員相互の連携を強化し、スキルの専門性と倫理性の向上を促進する。

- 生涯研修センターの運営体制(研修履歴等)の確立を図り、円滑な運営を実施する。
- 認定社会福祉士の養成を積極的に実施するため、各種研修内容の実態(研修内容、研修時間等)を把握し、各委員会との連携・協力のもと、認定社会福祉士認証・認定機構への研修認証申請を促進する。
- 生涯研修履歴に応じた生涯研修体系を適切に会員に周知するとともに、会員の研修プロセスに応じた研修科目を設定する。
- 基礎研修運営の安定的継続のため、隣県(群馬)との連携協力体制の整備を図る。
- 基礎研修修了者へのフォローアップ体制(ばあとなあ等他の委員会の案内、講師・スタッフの育成等)を整備する。
- スーパーバイザー体制と事務局体制の構築により、会員に対してスーパービジョンのコーディネート機能を強化していく。
- 地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制整備事業で活躍できる会員の育成、サポート、講師の養成に努める。
- 2020年度採択の倫理綱領・行動規範の会員への周知、伝達を図る。
 - ・基礎研修Ⅰ・Ⅱ及びⅢの実施:開催回数 21回
 - ・任意研修の実施:開催回数 2回
 - ・全国生涯生涯研修委員会議への派遣 2名
 - ・基礎研修講師養成研修への派遣 2名
 - ・スーパービジョン講師研修等への派遣 2名
 - ・地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力(講師)養成研修への派遣 1名

② 調査研究部会

- 県民の福祉現況や福祉ニーズ、社会福祉士の実践を調査し、実践の質を高める。
- 調査研究助成事業に積極的に応募し、これらの調査研究の成果から積極的に新規事業を提案、関連機関と協力して事業の実施促進を図る。
- 通年で研究テーマを設定して調査研究を行い、研究成果の公表及び学会等で発表する。
- 2023年度は、2022年度に立ち上げた精神保健福祉士協会との合同調査研究委員会にて地域共生社会におけるソーシャルワーカーの役割と課題をテーマに調査活動を行う予定。

③ 実習指導者養成研修部会

- 栃木県内の社会福祉士養成校との連携を図り、県内の実習指導者の養成研修を実施する。(隔年に開催)
- 2023年度は、新カリキュラムへの移行を考慮し、実習指導者の要件として受講が義務付けられている「実習指導者講習会」を実施する。

(4) 権利擁護委員会

- 栃木県弁護士会と共同設置した「栃木県虐待対応センター」の運営の充実を図る。高齢者及び障害者虐待対応について県や市町の要請に応じ、虐待対応専門職チームの派遣による助言及び研修等、県や市町関係機関への専門的支援を実施する。
未契約の市町に対して、虐待対応センターの周知活動を行っていく。
栃木県保健福祉部の高齢対策課と障害福祉課、栃木県弁護士会、栃木県社会福祉士会で、意見交換会を年1回以上開催していく。
- 栃木県(高齢対策課)との共催による高齢者虐待対応初級研修(5月)及び高齢者虐待対応フォローアップ研修(11月)を実施する。栃木県(高齢対策課)との共催による市町

虐待対応担当で管理者級職員に限った専門的研修（7月）を実施する。

- 栃木県（障害福祉課）から受託している令和5年度栃木県障害者虐待防止・権利擁護研修を実施する。
- 宇都宮地方検察庁よりの依頼を受け、社会福祉アドバイザーを派遣し、起訴前の拘留者等に対しての今後の生活に必要な福祉的アドバイスを検察官に提示していく。地域生活定着支援センターと協力し、入口支援へ適切なアプローチの向上を目指す。宇都宮地方検察庁や地域生活定着支援センター保護観察所、栃木県弁護士会、栃木県精神保健福祉士協会等と協力し、入口出口支援の仕組みを構築していく。
- 栃木県弁護士会との協約による触法高齢者や障がい者等に対しての更生支援計画を作成し支援を行っていく。
- 介護人材キャリアパス支援事業（高齢者権利擁護推進研修）の県からの委託を昨年に引き続き受け、前回の内容を改善しつつ継続していく。
- 上記の内容に関して分析を行い、支援プログラムや対応プロセスの調査を実施するとともに、社会福祉士のスキルの向上に努める。
- 栃木県弁護士会との勉強会を年1回以上実施する。
- 会員のみならず非会員も対象に広く、権利擁護に資する研修を実施する。

（5）社会福祉評価委員会

- 第三者評価事業を通して、社会福祉事業所のサービスの質の確保・向上を図る。
- 外部評価事業を通して、地域密着型サービス事業所（グループホーム）のサービスの質の確保・向上を図る。
- 第三者評価と外部評価の調査員のスキルアップのために研修会や勉強会を実施する。

（6）災害福祉委員会

- 栃木県災害福祉広域支援協議会構成員として、災害発生時における地域社会の福祉ニーズや支援調整等に関する提言を行い、支援体制構築に寄与する。
- 関東甲信越ブロック災害連携会議を通じて、圏域の社会福祉士会と連携を強化し、広域災害における課題解消を図る。
- 都道府県社会福祉士会災害担当者会議において必要な制度、仕組みについて考察する。
- コロナ禍における災害支援活動の状況を理解、情報収集することでさらなる対策を検討する。
- 災害対策の専門家等をスーパーバイザーとして招き、委員に向けた学習会および情報交換の場を設定する。
- 栃木県社会福祉士会大規模災害時対応ガイドラインのチャート版作成、被災地支援活動協力員名簿の作成を目指す。

（7）独立型社会福祉士委員会

- 定期的な会議を開催して、独立型社会福祉士のネットワーク構築と相互連携、情報交換を行う。
- 他業種・同業種から講師を招き、委員会会員に限らず社会福祉士として求められる知識や技術の習得の機会を提供する。
- 会員が独立型社会福祉士の魅力ややりがい、働き方の選択肢として理解を深め、活躍で

きる場・機会を情報提供すると共に、栃木県社会福祉士会入会のきっかけとして会員増加に繋げる。

- 独立型社会福祉士として地域共生社会の実現に向けて活躍できる人材を育成する。

【活動予定】

- ① 会員間の情報交換のための定例会
 - ② 他業種・同業種を講師とした研修会
- 上記①と②を交互に毎月第2月曜日19：00より開催する。

(8) スクールソーシャルワーク委員会

- 日本社会福祉士会が開催する、スクールソーシャルワーク実践アドバイザー研究交流集会等へメンバーを派遣し、情報共有する。
- 定期的にミーティングを開催し、委員会の今後のあり方について検討する。
- 栃木県教育委員会からの依頼に応じ、スクールソーシャルワーカー養成研修に講師を派遣し、内容について提言を行う。
- スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修会を企画する。

(9) 総務企画委員会

- 一般社団法人栃木県社会福祉士会の円滑な運営と当面する課題へ対応するため、事務局と一体的となり財政・組織体制の運営に努める。
- 総会及び理事会における資料等の取りまとめ、その作成、議事運営を担う。
- 日本社会福祉士会と連携して、ソーシャルアクションを担うための会議への参加、提言等を行っていく。
- 各都道府県社会福祉士会や関東甲信越ブロックの社会福祉士会との連携を強化し、相互課題の解消・軽減を図る。
- とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会ならびに加盟団体との連携・協働を図る。
- 行政からの要請に応え、制度・政策に関する積極的な提言を行い、地域福祉の向上に資する。また、関連機関からの依頼に会員の推薦・派遣を実施し、専門職団体としての社会的価値の向上を目指す。
- 栃木県災害福祉広域支援協議会構成員として、災害発生時における地域社会の福祉ニーズや支援調整等に関する提言を行い、支援体制構築に寄与する。
- 独立型社会福祉士委員会・スクールソーシャルワーク委員会の事業展開を支援する。
- 日本社会福祉士会第32回全国大会（2024年）開催に向け、実行委員会を組織し、その活動を推進する。
- ばあとなあとちぎの苦情受付窓口となり、苦情発生時における対策を協議し、対応手順を明確にする

(10) 事務局

本会事業の円滑な運営、積極的な事業展開に対応するため、事務局体制の整備・強化を実施していく。

- 会議の開催
 - ・ 定時総会 年1回（5月） 事業報告・決算、事業計画・予算
 - ・ 理事会 月1回開催 各種事業の報告、協議

- 日本社会福祉士会との委託業務、ならびに業務移管に関わる事務を円滑に進めるため、事務局体制の整備、効率化を図る。
- 一般社団法人としての適正な財政運営を行う。
- 地域住民等からの福祉、社会保障等に関する相談に応じ、栃木県社会福祉士会の各委員会が実効性のある活動をできるよう協力・支援を行う。
- とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会の加盟団体のひとつとして、他の加盟団体と協働して、協議会の事業に参加する。